

年金保険料の納め忘れはありませんか？

●納付の時効は2年間

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納期限までに支払っていないと、このような年金を受け取れないことがあります。

また、納付期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなる（時効）ため、将来、受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合があります。

保険料は、社会保険庁から送付される「納付書」で金融機関、郵便局、近くのコンビニ、社会保険事務所でお支払いください。（口座振替制度もあります）

●納付が困難な場合

本人・配偶者・世帯主の前年度の所得がそれぞれ基準以下の場合、全額免除または一部納付する制度や30歳未満の人には「若年者納付猶予制度」、学生の人には「学生納付特例制度」があります。ただし、10年以内に追納することができます。

▼問い合わせ先

久留米社会保険事務所 ☎33-6206 市国保年金課 年金担当 ☎72-2111（内線423）

国民健康保険高齢受給者証の再発行のお知らせ

◎窓口の一部負担の割合、1割から2割への見直し等を今年の4月1日より1年間凍結します。

健康保険法等の一部を改正する法律により、4月1日から70～75歳未満の国民健康保険高齢受給者の一部負担割合の1割から2割への引き上げ、および高額療養費の自己負担限度額の引き上げを予定しておりましたが、国において4月1日より1年間凍結することが決定しました（3割自己負担の人には変更ありません）。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証に一部負担の割合が『2割（平成20年3月31日までは1割）』と記載され、有効期限が平成20年7月31日になっている人には、3月下旬を目途に高齢受給者証を再発行し、郵送いたします。

再発行した高齢受給者証の一部負担割合は『1割』ですが、厚生労働省の通達により、1年間凍結と言う趣旨を反映させるため、一部負担の割合が『2割（平成20年7月31日までは1割）』と表記することが決まっていますので、ご了承ください。

なお、今回再発行の前に交付している高齢受給者証は回収いたします。

再発行した高齢受給者証が届きましたら、再発行する前の高齢受給者証は、市役所国保年金課（⑧番窓口）へご返還いただくか、同封する返信用封筒でご返送ください。

▶問い合わせ先 国保年金課国保係 ☎72-2111（内線424・425）

第28回 小郡・三井 少年の船スタッフ募集

「小郡・三井少年の船」の企画・運営に参加し、研修面・生活面において団員（小・中学生約90人）を指導します。また、リーダーとして団員と行動や生活を共にし、いろいろな研修やレクリエーションにおいて団員の指導にあたります。

▼実施期間

8月19日（火）～23日（土）（4泊5日）

▼研修地

沖縄県本部町・名護市・恩納村・糸満市・那覇市など

▼研修内容

船内研修、自然・文化・体験学習、創作活動、海水浴など

▼募集人員

スタッフ30人程度、高校生スタッフ若干名募集

▼参加費用

50、000円程度（予定）

▼募集対象者

①船上生活、バス旅行などに適応できる健康な人
②青少年の指導に

協調性と熱意がある人
③本研修の他、スタッフ会議・事前研修などに参加できる人

▼募集締切日

5月12日（月）

▼申込・問い合わせ先

小郡・三井少年の船実行委員会事務局〒838-0122小郡市松崎755-4（社）みい青年会議所事務局内 ☎72-8137

